

会 議 録

会議名		亀岡市男女共同参画審議会		
担当課		生涯学習部 人権啓発課 男女共同参画推進係		
開催日時		令和7年1月29日（水） 午後1時30分～3時05分		
開催場所		市役所3階302・303会議室		
出席者	委員	11人		
	その他	0人		
	事務局	5人		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部不可 <input type="checkbox"/> 不可	傍聴者数	3人
公開の一部不可及び不可の理由				
会議次第		1 開会  2 議題 (1) 亀岡市女性の登用について (2) 亀岡市女性の相談室の概要（2023（令和5）年度）について (3) その他  3 閉会		

【会議資料】

(事前送付)

- ・資料1 亀岡市の女性の登用率
- ・資料2 亀岡市女性の相談室の概要（2023（令和5）年度）
- ・資料3 2024（令和6）年度「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施について

(当日配布)

- ・資料4 2024（令和6）年度「男女共同参画に関する市民意識調査」速報値（抜すい）
- ・参考資料 「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査結果報告書」《ダイジェスト版》

【概要】

1 開会

2 議題

(1) 亀岡市女性の登用について

事務局 : 資料1に基づき説明

【質疑応答】

会長 : 資料の字が小さく、読むのが大変だと思いました。今後はもう少し大きな字でお願いします。

委員 : 審議会の女性の登用率ですが、資料1の1ページに女性のいない審議会が1組織ということで、3ページにその内容が載っております。39番の亀岡市予防接種健康被害調査委員会は条例設置です。条例設置の場合は、充て職といいますか、団体の代表者となっていると思います。他にも20%以下のものに条例設置によるものが多いのですが、取り組みはどのようにされているのでしょうか。

事務局 : 亀岡市では審議会等を所管する担当課から、女性の登用推進方策に基づく事前協議書の提出をいただいています。その中で、男女比率が均衡に近づくよう取り組んでくださいということを書きで回答しています。  
その結果を男女共同参画推進本部会議、これは亀岡市の部長会メンバーで構成されている会議で報告をさせていただきまして、50%に満たない審議会等については、さらなる女性の登用を進めていただくよう呼びかけている状況です。

委員 : 条例設置の部分は、どのような取り組みをされていますか。

事務局 : 条例設置の場合も、同様の対応をしているところでございます。

委員 : 条例設置の場合は人が固定されるケースが、これまでもあったと思います。女性を入れたくても、その団体の代表者が女性でなかったら入れないため、その会のどなたでもよければ、女性というお話しができるので、そのあたりの条例の改正や、その委員を決めるなり、男女共同参画推進会議で議論があるのですか。

事務局 : 条例設置のあるなしでは特にありませんが、一般的に委員の構成としては、団体への推薦依頼という方法、団体の代表者に個別に依頼する場合や、公募委員を入れていただく場合があります。  
女性が少ない団体から、女性の多い団体に変えていくということも、男女共同参画推進本部会議で検討されていますが、実際にはなかなか進んでいない状況でございます。  
地道に女性参画の推進を進めていくことが重要です。

- 委員： 条例設置の場合は、どの団体かも決められているんです。それを、先ほど課長が言われたように、団体を替えていくということは容易ではありません。  
そのようなものについては、どのような取り組みを、例えば今0%になっている予防接種の委員会が条例設置ですが、どこの団体から選出するということが、条例に記載されていると思います。  
その枠組みがあるから、女性が今よりも選出されないということなのですか。そのあたりの分析は、どうなっていますか。
- 事務局： 予防接種健康被害調査委員会につきましては、確かに条例設置ということで、委員長および委員5名で組織されています。  
委員長は桂川市長、委員は保健所長、亀岡医師会長、学識経験者です。  
亀岡市長や保健所長は、選挙や人事異動を伴いますので、それによって変わります。亀岡医師会長につきましては担当課にも確認したところ、女性の先生もおられますが、条例で会長と決めていますので、会長を女性が務められるケースが少ないと聞いています。  
そうなりますと、あと学識経験者に女性が入られないかということで、担当課から呼びかけをして、今後も努力していくと回答はもらっていますが、なかなか進まないのが課題であると感じています。
- 委員： 今の説明はそのとおりだと思うのですが、学識経験者に女性を入れる努力をされているということはわかりました。例えば、条例のなかでその団体の長と限定しないとすれば、女性を選出される可能性があるのではと申し上げたかったわけです。  
その取り組みは、働きかけがされているかという質問です。
- 事務局： 例えば、今お話しいただきました予防接種健康被害調査委員会でしたら、保健所長、亀岡医師会長、ご指摘のとおり長でない人でもいいということであれば、推進本部会議のなかでその構成団体を一回考え直していこうという話はあるのですが、今のところ具体的に長でない人にすれば女性が増えるという議論はしたことがないので、今後検討していきたいと思います。
- 委員： その視点が大事だと思います。  
いま条例で決まっているから仕方ないではなく、条例改正をしていくことで女性登用を増やしていけるなら、その議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 会長： 今のことに関連してですが、縛りになっているものを緩和していく、そういったやり方の工夫はいくらでもできそうな気がするのですが、今後についてもしっかり進めていただきたいと思います。  
3ページを見てもみますと、福祉の分野であるとか、子ども・子育て、介護といったところは、率が55%とか47%とか60%と上がっています。やはり、登用されるのはありがたいことなのですが、分野別に役割分担的な配置というか、そういったことも数字的にみられると思います。

さらには一つ一つの審議会で、こういった工夫もしており、例えば、京都府で50人参加しようという時に、「各市町村で4人のうち、2人は女性を出してください。」という割り当てを受け、進めていきます。これを、5～6年前からやっていますが、決定権の持てる立場に女性たちが就ける仕組みを、この審議会のいろいろなところにおいても今後はチャレンジしていただき、工夫をしていただきたいと思います。

委員： 会長のおっしゃっていることとつながっていく話だと思いますが、2030（令和12）年までに（女性登用率）50%という目標を掲げていらっしゃると思いますが、過去5年間で数%上がった程度で、あと5年でどうなのかと思います。50%というのは、平均で50%ということでしょうか。

0%のところがあっても、50%の目標は可能だと思いますが、全体的・平均的に女性の登用率を増やすならば、50%以上の委員会が50%以上を占める、あるいは0%の委員会を無くして50%以上が8割以上を占めるといった目標のほうが、現実的ではないかと思えます。

事務局： 50%の目標についてご意見をいただきましたが、内閣府が公表している令和5年度のデータで、京都府で一番高い木津川市で37.6%と、50%に達していない状況です。

全国でも、1位の北九州市が51.7%、2位の宇部市が47.1%と、50%を超えるのは全国で1団体しかありません。

平均値では28.1%で、50%を目指すのはなかなか困難な状況というところでは。

こうしたなかで、今ご意見いただいたように、50%の団体を半分以上にするとか、そうしたことも現実的な目標値としてあると思えます。今後検討していきたいと思えます。

女性登用率を増やしていく方策としましては、先ほどお話しさせていただいたとおり、一つは事前協議書があり、委員が交代する際には所管する事務局から人権啓発課に、女性登用率がこうなると事前に協議をいただいて、もう少し女性委員を増やせないかという回答をしています。

また、男女共同参画推進本部会議、市長を本部長として部長メンバーで構成される会議のなかで、今ご覧いただいている一覧をもとに、登用率の低い委員会をどうしていくかという議論をしているところです。

委員： 50%の話で委員のお話があったのですが、これは2021（令和3）年に定められた目標値です。それに向けて努力することによって、例えばステップを踏んで、最終的には半々くらいにするようにして、もう少しハードルを下げた目標値を与えて、40%、次に50%のような目標設定もあるかと思えます。

事務局 : 先ほどから条例設置の議論もございましたけれども、やはりその構成団体というのが大きいところで、予防接種の委員会では、医師会や京都府の保健所長で構成されていますし、2番目に率の低い地域公共交通会議は、京阪京都交通の管理部長やタクシー会社の会長、自治会連合会、老人クラブ連合会副会長、商工会議所理事など、男性の多い団体で構成されていて、1名のみ女性登録人材を入れているという構成です。

率の高い団体の名簿は、いま手元にありませんが、女性の割合が高い団体の推薦依頼や、充て職になっているという傾向があります。

副会長 : 現状を反映しているということですね。構造的な問題をどうするか、条例を変えるか、あるいは柔軟に運用するかなどです。

委員 : 2021(令和3)年に、2030(令和12)年までに50%という目標を掲げていますが、1年ごとにどれくらい上げていくのか、知りたいと思います。

2020(令和2)年から3年間、ほぼ変わっていない状況ですが、大きな10年だけでなく、今から来年度に向けて何%上げようという目標が、1年ごとにあると思います。何をどうして、何%上げるのかをお伺いしたいと思います。

事務局 : 2019(令和元)年度当初31.5%であったものを、2030(令和12)年度に50%ということですが、具体的に何%ということではなく、国の目標に合わせて全国的に50%で設定しているという現状です。

会長 : 構成団体の点検をもう一度していただいて、そのなかで、女性が入れるような構成団体になっているか、例えば自治会の場合は、逆パターンで自治会に出してもらおうとか、少し緩和できるような手法も模索していただき、具体的に一歩変えていけるのではと思います。

(2) 亀岡市女性の相談室の概要（2023（令和5）年度）について

事務局 : 資料2に基づき説明

【質疑応答】

会長 : 委員の皆さん、意見があればいただきたいと思います。

委員 : 女性の相談室ですが、一般相談は今も執務室で受けているということですか。

事務局 : はい。人権啓発課の執務室で受けています。

委員 : この審議会の委員になったときに、執務室の職員と同じ机の並びのところで電話相談を受けるというのは、相談者からは見えないのでお話しされていますが、私がもし相談者だったらちょっと耐え難いと思い、1階の相談室の空き部屋を活用していただきたいとお伝えしました。

当時の部長は「検討します」とおっしゃっていたのですが、それはしていないということですね。

事務局 : 現時点では、しておりません。現状、相談員が2名おられるのが月曜日で、火曜日から金曜日は1名です。

常に電話に出られるわけではなく、他の部局との連携や相談にいられて対応中の場合もあります。

相談員が電話を受けられないときは、職員が受けていますが、それが難しくなります。

委員 : 前回の提案というのは、職員が代わると引継ぎがないということですね。今言っているのは、相談している人の気持ちになって考えていただきたいということです。それは、もう一度所属のなかで検討していただきたいと思います。

これは、男女共同参画推進係の部分ですが、女性の相談ネットワーク会議を持っておられると思います。いろいろな亀岡市の公共施設をはじめ、相談を受けておられる相談員の人のネットワーク会議で、それぞれの窓口の相談内容を全部集約されていると思います。それは、今日資料として提示していないということですね。

事務局 : はい。それは、従来から提示していない資料になります。

委員 : 今後については、その集計も出していただければ、亀岡市内でどのような相談がどの窓口へ寄せられていて、自分のところで処理できない相談については適切な市内の相談窓口へ繋いでいただいているという状況がよくわかると思います。

それから、一般相談から他の相談窓口へ繋いでおられるかを教えてください。

事務局 : 全ての相談の情報提供件数は今手元にございませんが、2ページの下のところは、配偶者等による暴力被害者からの相談状況です。2023（令和5）年度相談件数は、来所が47件、電話98件、情報提供が延べ139件です。

委員 : 例えば、どんなケースでしょうか。

事務局 : お子さんが暴力被害に遇われているケースでは、こども家庭課と協議したり、その相談員に情報提供したりします。

委員 : 今後、そういった流れがわかるような集計を、資料としていただけると嬉しいです。

会長 : 委員もおっしゃったように、私も今見て、いろいろなことをやっておられるのに、概要と実績の資料がこれだけしか出しておられないのかと思います。例えば、隣保館でやっている継続相談事業でも、虐待があれば要対協（要保護児童対策地域協議会）に繋いでいますし、貧困世帯であれば、現行の事業でどう対応できるか等、現場での繋ぎ方はいろいろあると思います。

先ほどのネットワーク会議もそうですが、貧困との関係やひとり親世帯の大変な状況の相談事が、この数だけでは事例としてあまり見えてこないの、福祉分野の部局と連携をされて、いろいろな資料を出していただけたら、委員としても意見が出しやすいと思います。よろしくお願いします。

副会長 : 2ページ一番下のデータで、実人数が24人で、相談件数が延べ284件です。ひとり10件超と、実際それほどの相談が来ていて、割と深刻な夫婦関係の悩みがあることが多いとすると、シェルターとまではいかないまでも、どのような助言指導をしているのか、内容を見たいというのがあります。どのような支援施策があるのか、公表できる範囲で分類できればいいと思います。相当深刻な夫婦関係が増えているのはわかりますので、データの作り方でわかりやすくお願いします。

会長 : ケース会議に発展するケースをどう扱うか、せっきく担当の方が一生懸命連携してやっておられるので、それがよりわかりやすい資料があればいいですね。

副会長 : 女性相談で、女性を対象に努力されていることがよくわかります。夫婦関係の悩みが一番多いことから、女性だけではなく、男性が相談できる場所も必要だと思います。男性相談は京都府でやっていますので、相談員が情報を持っていて、情報提供されることが大事だと思います。

委員 : 関連して、DV（ドメスティックバイオレンス）の場合で、子どもの場合は要対協（要保護児童対策地域協議会）が入って、ケース会議が開かれると思いますが、お母さんの場合はどの部署がどのような支援をしているのですか。

会 長 : DV (ドメスティックバイオレンス) の支援もしているわけですが、シェルターに行く準備がなかなかできなくて、6か月間ぐらいかけて、少しずつ物を外に運び出していくとか、そういう支援もあるわけです。

直接シェルターに入所できることは、なかなか無いのです。決意もなかなかできないし、それまでに中間シェルター的な居場所の対策など、私のNPO (NPO 亀岡人権交流センター) でも相談事業をしています。

女性の相談で、暴力だけではなく最近多いのが貧困です。働いてもなかなか暮らしがよくなり、マイナス要因が複合的に重なったりしています。お母さんが被害者として悩みを聞くだけでなく、加害者として近所からの通報があり、悩みを聞くという両面の位置づけになった時、どのようにパブリック (公的) な支援をしていくかです。

この1~2年、皆さんが役割分担をして動かれていると思います。専門的な施設、京都まで繋いでいくのは、なかなかできないことです。仕組みがあっても、その制度や仕組みを活用しきれないのです。この資料は概要のみのため、いろいろやっていらっしゃることを、具体的な例も載せていただいたら、わかりやすい資料になると思います。

事務局 : 連携の具体的な内容は、個人情報に関係もあり、どこまで載せられるかということはあると思いますが、なるべくわかりやすく載せていきたいと思っています。

委 員 : フェミニストカウンセリングはカウンセラー、法律相談は京都弁護士会の弁護士が担当されていると思います。個別に相談に行かれる場合、市ではその内容までは把握されていないかもしれません。どこかに繋げないといけない、副会長がおっしゃった男性相談や、シェルター・警察などに繋げる場合は、市の関わりはどうなっていますか。カウンセラーや弁護士から直接繋げるのですか、あるいは行政に伝えていただいて、行政から繋げるのか、どうなっていますか。

事務局 : こちらのほうに伝えていただいてからということになるかと思いますが、少なくとも過去2年半くらいの間では、フェミニストカウンセリングや法律相談で、解決のために行政が関わらなければならないような事案は無かったと記憶しています。

委 員 : 相談者に「ここにこんな窓口があります」「こんな支援があります」と伝えるだけで、終わっているのですか。個別相談は市が窓口ですから、市としてある程度把握して繋いでいくのか、弁護士やカウンセラーに任せるのか、市としてのスタンスはどうなっていますか。

事務局 : 市のスタンスとしては、市として関わるべきところは関わるということですが、今のところ、項目を一覧として把握していますが、1件毎の相談内容を情報共有まではしていないところです。

委員：それは、上がってこないと把握されない、市から最近の相談はどうですかと確認はされないのですね。

事務局：はい。

会長：いろいろな相談機関から、中心となる人権啓発課に情報が上がってくるという仕組みになっていないのではないのでしょうか。例えば、福祉分野の場合は、仕組みとして福祉の担当課に情報が集まるようになっています。  
一度、福祉の担当課にどういう仕組みで課に上がってくるのか、相談されたらよいと思います。

委員：元々は、フェミニストカウンセリングと法律相談は、亀岡市福祉事業団に業務委託されていて、受付から相談、そこから行政に繋ぐという仕組みになっていたのが、いつからか予約は市が受け、会場は総合福祉センター、ここは貸館で、相談は直接カウンセラー・弁護士になっているように思います。  
もう一度事業団に委託をされて、申込・相談・集約・行政に繋ぐまで、その場でされるのがよいと思います。また、ご検討ください。

会長：国の相談事業をさせていただいていますが、毎月どんな内容のどんな相談があったか報告を義務付けられています。警察案件や弁護士を紹介したなど、報告しています。同じように、報告されていると思います。

事務局：分類された件数は見ていますが、内容までは見ておりません。

会長：集計はあると思いますけれど、今日の資料としてどこまで出されるかということで、この程度だと判断されたのだと思いますが、今後資料を出される時に、委員がわかりやすいようにしていただきたいです。亀岡市全体のなかでの相談事業の傾向がどうであるか、対応ができているのかというチェックを兼ねて、全体を見直していただくよう、お願いしておきます。

委員：女性の相談室の広報、女性用トイレに設置している名刺サイズのカードケースが空になっていることがありました。どこに相談したらいいかわからない人も多く、大事な広報ですので、補充など対応をお願いしたいと思います。  
月曜日だけ相談員の方が2人と説明がありましたが、月曜日だけというのは何か理由があるのですか。

事務局：月曜日のみ2名となっておりますのは、情報共有の時間が必要なためで、月曜日に両方の相談員に来ていただいています。  
あとの火・水・木・金には、2日ずつ来ていただいています。

委員：相談員の方が相談対応中の時間もあるならば、時間は短くしても相談員が2人いらっしゃるようにはできないのでしょうか。

事務局 : 相談員が相談中で電話対応できない場合、人権啓発課の職員が電話に出ますが、相談の深い内容までお聞きできませんので、お時間をあけてかけ直していただくか、電話番号を教えていただける方は折り返しかけることをお伝えしています。

会長 : うち（NPO 亀岡人権交流センター）の場合、亀岡市の事業ではありませんが、LINE での相談事業も行っています。こんな時代ですから、若い世代は LINE で相談したいという方は、結構多いです。今後は電話だけでなく、LINE を使った相談の仕組みとか、そういったことも考えて、前に進めていただければと思います。

他に何かございますか。

それでは、議題「その他」に進みます。

(3) その他 2024 (令和6) 年「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施について

事務局 資料3 資料4 に基づき説明

【質疑応答】

副会長 : 最終報告書は、いつ完成するのですか。

事務局 : 今取りまとめておりますので、3月中には完成したいと思います。

副会長 : 次の委員会後になるでしょうか、送られてくるのでしょうか。

事務局 : 冊子を作る予定をしており、皆様に郵送させていただきます。

委員 : 資料4の1ページに、回答者の年齢層が載っていますが、配布された年代の資料も載せていただければ、どの年代で関心が高いか、わかると思います。

事務局 : 資料に載せてはおりませんが、年代別の配布数のデータもございます。高齢者の方の回答率が高いため、資料のように高齢者の方の回答数が多くなっています。調査票の配布は、市の年齢構成に沿って、10代4%、20代11%、30代11%、40代14%、50代15%、60代14%、70代16%、80代10%、90代4%、100歳以上1%となっています。回答率は、20代で13%、60代・70代・80代は55%以上の回答率となっています。回収結果は、60代・70代・80代が元々の配布数が多いうえに、回答率も高いことから、結果として回答に占める割合も高くなっています。

会長 : 他にご質問等ございませんか。

事務局 : 欠席の委員から質問がございますので、紹介いたします。

資料1の1ページ、各委員会で目標数値に向けて取り組んでいること、工夫していることを、委員会の枠を超えて相互に情報交換してはどうか、というお話をいただきました。この件は、先ほどご説明させていただいた内容になりますので、省略させていただきます。また、先ほど議題にもあがっておりましたが、亀岡市予防接種健康被害調査委員会の女性委員が0名である件で、原因は何か、当該委員会として改善策はどう考えているか、というご質問です。これも、先ほどご説明させていただきましたので、省略いたします。

資料2の2ページ、相談件数は横ばい、あるいは減少傾向にありますが、今後の共同親権選択可能となる改正法の施行に伴い、相談件数の増加が考えられるため、対応できる体制を整えておく必要があるのではないか、とのご意見をいただきました。女性相談員を2名配置しており、相談件数が増加していることか

ら、2022（令和4）年度からは相談員の勤務時間を延長しています。また、法律相談を年に18回、それぞれ3枠の計54枠を設けています。現状、相談枠に空きもあり、現在の体制で対応したいと考えます。

最後に、現在分析中のアンケートで、数字だけではなく、自由記述欄にも今後の施策を検討するヒントがあると思うので、そちらも留意されたい、とのご意見をいただきました。

自由記述欄も、どのような意見が出ていたか、拾っていききたいと思います。

委員：共同親権のお話がありましたが、家庭裁判所も忙しくなってくると考えられます。それに伴って、フェミニストカウンセリングと法律相談が予約制になっていますが、年間どれだけの枠があって、そのうち何枠が埋まったのか、教えてください。

事務局：資料2の2ページ、フェミニストカウンセリングは年間18回、各3枠の計54枠ございます。

2023（令和5）年度は15件で、前年比で減っていますが、これはカウンセラーの交代により、一部相談者が離れたものと考えられます。

2024（令和6）年10月末時点で25件と、相談は増えてきています。

法律相談も、年間18回各3枠で計54枠、年間25回から30回の相談が寄せられています。

委員：一般相談から、フェミニストカウンセリングや法律相談に繋げたケースは結構あったのでしょうか。

事務局：具体的な数は聞いておりませんが、電話相談で法律相談を紹介しているケースは、実際耳にしたことがあります。

委員：窓口を紹介するだけでは、なかなか次に繋がらないので、予約を入れるところまで、他の亀岡市の相談窓口を含め、相談員が繋ぐことをやってほしいと思います。

会長：本日は、最終の会議になりますので、委員の皆様お一人ずつ、ご意見などをお願いします。

委員：資料4の6ページ「相談室の認知状況」で、7割から8割の方が相談室を知らないという結果を真摯に受け止めて、先ほどお話しがあった広報用カードがなくなっているということがないように、認知を高めていく必要があると思います。

委員：資料4の2ページ「男女平等意識」で、学校教育の場で男女平等という回答が多い結果には、安心しました。

中学校の制服が一緒になったり、小学校の帽子はどちらも選べたり、男女混合が当たり前など、子どもたちだけではなく、保護者の間でも広まっているかと思います。

かつては子どもたちにもジェンダーバイアスがあり、この職業は「男だから」「女だから」というのがありました。今は、例えば外科医ならば男性の職業というイメージが浮かぶということは、子どもたちにはほとんどありません。

赤ちゃんが生まれたら、お父さんが休むのが当たり前、お父さんが子育てに参加するのが当たり前、という考えが子どもたちに根づいてきていると思います。

(資料4の5ページ、6ページ) 貧困の問題は大きく お母さんの苦勞、お父さんの苦勞、そこに子どもが巻き込まれている現状があります。

学校現場でも保護者にも、福祉のどこにどのように繋がればいいのか、わからないところがあります。ソーシャルワーカーやカウンセラーに繋がれば安心ですが、それが認知されていないため、周知していくことが必要だと思います。

委員： 相談室の件ですが、この場に相談員がいらっしゃらないですが、この会議にも相談員がいらっしゃって、直接お話しをうかがえたら、わかりやすいと思います。

相談員が対応中の場合、男性が電話を受けることはあるのですか。相談の内容に、亀岡市の特徴や地域性があるのか、チェック・比較をされると、改善の参考になるのではないかと思います。

委員： 資料4の最後のページ(6ページ) 女性の相談室を知らない方が多く、悩んでいても、どこに相談したらいいかわからない方も多いため、そのような声を拾っていただきたいと思います。

委員： (資料4の6ページ) 相談室に相談される場合、根が深い話も多いので、相談件数が多くても、実際は同じ方が何度も相談されるケースが多いと思います。

相談に至った方が、どのような経路で女性の相談室を認知されたかは、データを取っていらっしゃると思います。実際、相談することはハードルが高い面もありますので、相談に至った判断や理由もお尋ねすれば、今後相談される方へのアプローチになると思います。

委員： 自治会連合会から、参加させていただいています。自治会でも、いろいろな相談を受けることがありますが、どのように処理したらいいか、わからないこともありました。今回、このようなシステムがあることを知りました。

相談は、女性の方からが多いです。男性は相談しにくいというか、知らないこともありますが、原因は男性側にもあると思います。この会議も、女性の問題が中心ですが、男性も同じような問題を抱えているのではないかと思います。

女性は女性側の立場で相談されますが、男性側にも言い分があると思います。そこまで掘り下げていただければ、と思います。

- 会 長 : 委員や副会長もおっしゃっていたように、男性が加害者の立場になる場合が多いのですが、男性がどうして加害者になるのか、その背景、社会的なしんどさや抱えるプレッシャーなどがあると思います。
- 大阪には男性がエンパワーメントできる場所がありますが、京都には少ないように思います。男女共同参画の概念の中で、女性だけが大変ということではありません。
- 暮らしの中で、あるいは社会的な決定権のあるところに、女性が参加できていない、この格差をどう縮めていくのか、仕組みや制度を変えながら、仕掛けていくかという会議だと思っています。
- 今、委員がおっしゃったことは、私もいつも向き合っています。男の人たち特有のしんどさとも向き合いながら、長い人生を生きてきました。
- 地域や家庭の中で、男女が共に幸せになれるように模索していくために、意見を出していただきたいと思います。
- 委 員 : 会長がおっしゃったように、審議会の男女比も50%になるのが望ましいと思います。私は、この審議会に市民公募（女性人材登録）から参加させていただいています。
- （資料1の3ページ）全部で54の審議会があり、専門性の高い会議に公募で専門家以外の委員が入ったり、男性の多い会議に公募で女性が入ってもいいと思います。
- 委 員 : 人口減少時代で、女性も男性もないというのが、経済の実情だと思います。今後は女性であれ、男性であれ、能力のある方は給料も上がります。会社を立ち上げる方も、女性が増えてきています。そういう意味で、ずいぶん変わってきていると感じます。
- ただ、40歳代以上の年代と以下の年代では、考え方はかなり異なると思います。時代に合わせて、これも変わっていくのかと思います。
- 女性の相談室ですが、相談された方をどのように救済するか、窓口を紹介するだけでなく、繋いでいかないと意味がないと思います。私は商工会議所の会頭として、お話しをさせていただき、また出てきた情報は持ち帰り、会頭として広めます。こういう部分も大事だと思います。
- 委 員 : （資料4の1ページ）アンケートで、意識が変わってきたと思われる、20歳代から40歳代の回答が少ないので、この年代の意見を汲みとれるような調査の方法を、今後考えていく必要があると思います。
- ある30歳代のお母さんとお話しをした際、「私は、このようなアンケートの対象に選ばれなかった」「アンケートが送られてきたら意見を言えるのに、その場がない」と、おっしゃっていました。
- アンケートに限らず、気軽に意見が言える場所があればいいと思います。
- 副会長 : （資料4）5ページの間10「女性が困難な問題を経験したことや見聞きしたことがあるか」で、リベンジポルノや性被害が15件上

がっているが、(資料2の1ページ)相談主訴分類集計の「性・性的被害」の件数は0件で、現実とのズレがあります。  
相談しにくいけれど、周囲の人は見聞している、ということです。  
このような重篤な事例があるのであれば、いかに相談しやすくするか、真剣に考えなければなりません。  
併せて分析すべきことがあれば、補強・追加する必要があります。

会 長 : それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局より】

司 会 : 皆様、貴重なご意見ありがとうございました。

審議会の会議録は、後日公開することになります。  
公開前に、事務局作成の案を委員の皆様にお送りしますので、確認をお願いいたします。

2月6日をもちまして、委員の皆様の任期が満了となります。  
2年間ありがとうございました。  
いただきましたご意見をもとに、事業を進めてまいります。

3 閉会

司 会 : これをもちまして、本日の会議を終了いたします。  
ありがとうございました。